第4 内装制限 · 防火材料

1 防火材料

(1) 不燃材料(建基法第2条第9号)

建築材料のうち、不燃性能を(建基政令第108号の2で定める性能をいう。)に関 して、次に掲げるものとすること。

- ア 建築材料に、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次に 掲げる要件(建築物の外部の仕上げに用いるものにあっては、(ア)及び(イ)を満 たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年5月30日 建設省 告示第1400号)を用いるもの
 - (ア) 燃焼しないもの
- (イ) 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの
- (ウ) 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの
- イ 国土交通大臣の認定を受けたもの
- (2) 準不燃材料 (建基政令第1条第5号)
 - ア 建築材料に、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間前(1). アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年5月30日 建設省告示第1401号)を満たしていること
 - イ 国土交通大臣の認定を受けたもの
- (3) 難燃材料 (建基政令第1条第6号)
 - ア 建築材料に、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間前(1). アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法(平成12年5月30 日 建設省告示第1402号)を満たしていること
 - イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

2 内装制限を受ける建築物等

建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける建築物、部分等については、別表の とおりである。

3 調理室等の火を使用する場所の取扱い

- (1) 建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次のア又はイに掲げる仕上げをしなければならないこと。
 - ア 準不燃材料でしたもの
 - イ(1)に掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通 大臣が定める材料の組合せによってしたもの
- (2) 建基政令第128条の4第4項の「内装の制限を受ける調理室等で火を使用する場所」 の取扱いは次によること。
 - ア 火気使用部分とその他の部分とが一体である室については、天井から概ね50 c m以

上下方に突出した不燃材料でつくり又は覆われた垂れ壁、その他これらに類するもので、 当該部分が相互に区画された場合を除き、その室のすべてを内装制限の対象とするもの であること。

- イ 季節的にストーブを用い又は臨時的にコンロ等を用いる室は、内装制限の対象とな らないものであること。
- ウ 暖炉、炉等を壁等の建築物の部分として設けた室については、その使用が季節的な ものであっても内装制限の対象とするものであること。

(昭和46年1月29日 建設省住指発第44号)

4 照明器具カバー、装飾用角材等の取扱い

(1)壁又は天井の照明器具のカバー等で、壁又は天井面に占める表面積の1/10を超える場合は内装制限の対象になること。

(昭和44年5月1日 建設省住指発第149号) (昭和45年1月31日 建設省住指発第35号)

(2) 次に掲げるものは、内装制限の対象にしないことができるものであること。

ア 壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等(格子天井、よしず天井のように 天井の一部を構成しているものを除く。)

イ 和室のさお縁、天井のさお縁

5 居室から地上へ通じる通路の取扱い

建基政令第129条中の「その他の通路」には、「通路入口等に属するロビー類」、「避難専用通路」、「避難上必要な他の用途部分の通り抜け部分」が含まれるものであること。

(昭和44年5月1日 建設省住指発第149号)

6 消防法上の内装制限

- (1) 建基法第129条第1項の居室では、床から1.2m以下の部分は規制の範囲の対象としていないが、消防法令上にあっては、床面から規制の対象範囲になること。
- (2) 次のア及びイに該当する押入れその他これらに類するものの壁及び天井については、 ウに掲げる内装規定の適用にあたって室内に面する部分として取り扱わないものであること。
 - ア 主要構造部を耐火構造とした防火対象物に存すること。
 - イ 収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有していないこと。
 - ウ 内装規定
 - (ア) 政令第11条第2項(屋内消火栓設備に関する基準)
 - (イ) 省令第6条第2項(大型消火器以外の消火器具の設置)
 - (ウ) 省令第13条第1項(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
 - 注1)室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが高い場合(高さが概ね2m程度以上のもの)や床に固定された場合など、仕切られた空

間が二つの別空間となるよう設けられた間仕切りは、上記のウの内装制限の適用を 受ける壁として取り扱うものであること。

注2) 建設省告示第1439号(平成12年5月31日)の難燃材料の規定は、消防法上の内装制限には適合しないものであること。

(平成13年1月7日 九州予防事務担当会議による消防庁予防課回答)

7 防火材料の表示

(1) 成型品のマーク

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料(以下「防火材料」という。)として認定された もののうち成型品(工場等で製造された規格品)については、工場等からの出荷の際、 その表面又は包装に表示マークを附することとなっているので施行前に確認するよう 指導すること。

(昭和44年9月2日 建設省住指発第352号)

(2) 施工後の表示マーク

認定された防火材料については、各室又はこれらに準ずる用途上の区分ごとに2箇所 以上に表示マークを附するよう指導すること。

なお、表示マークについては、常時貼付しておくべきものではないが、明らかに表面 からのみでは防火材料の区別等が不明のものについては意匠上差し支えのない場所(例: 点検口裏等)に貼付することで差し支えないこと。

(昭和44年9月2日 建設省住指発第352号)

検定級別による防火性能

級別 基材の防火性能		1級	2級	3級	4級	5級			
(不		燃)	不 燃	準不燃	不 燃	準不燃	難 燃
(準	不	燃)	準不燃	二 年 1	難 燃	難 燃	美比 <i>外</i> 众

検定合格品は、検定ラベル(商品の包装の表に貼付けされる。)と検定下げ札(商品に巻き初めに下げ札をつける。)とで表示されている。また、商品の裏面には 1m につき 2 か所以上の間隔で検定マークが印刷又は押印される。

検定ラベル、検定下げ札は級別で次のように色分けされている。

1級:赤、2級:緑、3級:黄、4級:青、5級:白

検 定 証 票

1 級 検 定 証

材 料 名 無機質壁紙

認定番号 壁装材料0005号

重 量 重量制限なし

本品は壁紙標準施工法によって仕上 げた場合、建設大臣より防火材料と して認定されています。

基材	防火性能		
不燃	不 燃		
準 不 燃	準 不 燃		

壁装材料協会 検定番号



3 検定と認定

壁装材料協会による検定は、業界の自主規制による防火性能の保障であり、建設大臣の認定は、法定防火材料の証明であり、具体的には建設大臣が個々の商品名指定するものであるから、その認定商品名以外の商品名によるものは、たとえ防火性能があっても法的防火材料ではない。

4 認定番号

認定番号は、防火性能を直接表現しているのではなく、壁紙の素材別分類番号であり、基材との組合せにより次の防火性能を有するものである。

第2章 消防同意事務審查要領

紙壁紙 認定番号 壁装材料第0001号

防	火 性	能			
		紙壁紙の重量			
基材	施工方法	1級	2級		
		300 g / m² 以下	450 g/m 以下		
法 定 不 燃 材 料 (金属及び法定不燃 石こうボードを除く。)	直張り	不燃			
法定不燃 石こうボード	直張り	準不燃	準不燃		
法定準不燃材料	直張り	7-1766			

化学繊維壁紙 認定番号 壁装材料第0004号

防	火 性	能	
TREAM Z IN Z IN	(877	化学繊維壁紙の重量	
基 材	施工方法	2 級	
		350 g/㎡以下	
法 定 不 燃 材 料 (金属及び法定不燃 石こうボードを除く。)	直張り	MARY MARY 股不	
法定不燃 石こうポード	直張り	準不燃	
法定準不燃材料	直張り		

織物壁紙 認定番号 壁装材料第0002号

B	5 火	性 1	iŧ			
		織物壁紙の重量				
基材	施工方法	1級	3 級	5 級		
		500 g/m³ 以下	700g/㎡ 以下	900 g/m 以下		
イ. 法定不燃材料	直張り	不燃	不燃	難燃		
(ロ及びハを除く。)	下張り	準不燃		/		
口. 金 属	直張り	難燃		/		
ハ、法定不燃	直張り	準不燃	難 燃	難燃		
石こうボード	下張り	難 燃		/		
二. 法定準不燃	直張り	準不燃	難燃	難燃		
材料	下張り	難燃		/		

無機質壁紙 認定番号 壁装材料第0005号

MI SECON		無機質壁紙の重量		
基材	施工方法	1級		
MENG		重量制限なし		
法 定 不 燃 材 料 (金属を除く。)	直張り	不然		
金 属	直張り			
法定準不燃材料	直張り	準 不 燃		

ビニル壁紙 認定番号 壁装材料第0003号

防	火 性	能能			
- 201		ビニル壁紙の重量			
基材	施工方法	2級	5級		
1 1 3 3 3 3	75 14	400 g/㎡ 以下	800 g/m 以下		
イ. 法定不燃材料	直張り	準不燃	難燃		
(ロ及びハを除く。)	下張り	難燃			
口. 金 属	直張り	難燃			
ハ.法定不燃	直張り	準不燃	難燃		
石こうボード	下張り	難燃			
	直張り	準不燃	難燃		
ニ. 法定準不燃材料	下張り	難燃			

(注) ビニル壁紙の下張りについては袋張りを除くもの とする。

特定壁紙 認定番号 壁装材料第0006号

防	火	性	能			
基材	施工	特定壁紙の重量※				
本 初	方 法	1級	2級	3級	4級	5 級
法 定 不 燃 材 料 (金属及び法定不燃 石こうボードを除く。)	直張り	不燃	準不燃	不燃	準不燃	難燃
法定不燃 石こうボード	直張り	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃
法定準不燃材料	直張り	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃

※特定壁紙の重量は、建設省建築研究所の試験成績書に基づいて定める。

5 認定表示マーク

防火壁装材料には、建設大臣が認定したものであることを表示するため、次の認定表示マー クを一種類一区分(一室)ごとに2か所以上表示する。

現在認定ラベルは、認定番号並びに防火性能によって13種類のものがある。

建設大臣認定 壁装材料第0001号 不燃材料 壁装材料協会

建設大臣認定 壁装材料第0004号 準不燃材料

建設大臣認定 壁装材料第0006号 難燃材料 特定壁紙 豐裝材料協会

【参

限の条 建基 政 建設省告示 第35条の2 第128条の3の2 昭和40年告示第3411号 (特殊建築物等の内装) (内装制限を受ける窓その他 (地階を除く階数が11以上で の開口部を有しない居室) ある建築物の屋上に設ける

制

第128条の4 (内装制限を受けない特殊建 築物等)

冷却塔設備の防火上支障の ない構造方法, 建築物の他 の部分までの距離及び建築 物の他の部分温度を定める 件)

第129条 (特殊建築物等の内装) 平成12年告示第1439号 (難材材料でした内装の仕上 げに準ずる仕上げを定める 件)

第2条第9号(不燃材料)

第1条第5号(準不燃材料)

第1条第6号(難燃材料)

平成12年告示第1400号 (不燃材料を定める件) 平成12年告示第1401号 (準不燃材料を定める件) 平成12年告示第1402号 (難燃材料を定める件)